

第73回 定時株主総会 招集ご通知

◆開催日時

2023年3月28日（火曜日）午前10時

◆開催場所

大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

フジコピアン株式会社

本社 4階ホール

目次

第73回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
連結計算書類	31
計算書類	44
監査報告書	53
株主総会参考書類	60
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、ご来場につきましては慎重にご判断いただき、インターネットまたは書面による議決権行使をご検討くださいますようお願いいたします。
なお、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。

フジコピアン株式会社

証券コード 7957

(証券コード 7957)
2023年3月6日
(電子提供措置の開始日2023年3月3日)

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

フジコピアン株式会社

代表取締役社長 光 本 明

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第73回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<http://www.fujicopian.com/company/ir.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記のウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）「フジコピアン」または証券コード「7957」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月27日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|----------------------|
| 1. 日 | 時 | 2023年3月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号 |

フジコピアン株式会社

本社 4階ホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 1. 第73期（自 2022年1月1日
至 2022年12月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第73期（自 2022年1月1日
至 2022年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- （1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定にもとづき、ご送付している書面には記載しておりません。
連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」
- （2）インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- （3）ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛の表示があったものとして取り扱います。

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 当社ホームページ（<http://www.fujicopian.com/>）において「事業報告（動画）」を株主総会開催に先駆けて掲載いたします。

<株主総会資料の電子提供制度施行について>

2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度（以下「本制度」といいます）が開始されました。本制度は、2023年3月1日以降に開催される株主総会にかかる株主総会資料につきまして、当社からご案内するウェブサイトへアクセスいただき、インターネットを通じてご覧いただくことを原則とし、例外として、書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。

しかしながら当社は、株主様への情報ご提供を重視し、本定時株主総会につきましては、法令および定款の定めにもとづき書面交付請求をされた株主様に送付する交付書面を、すべての株主様に対してお送りすることといたしました。

2024年3月開催予定の第74回定時株主総会以降、書面での資料の送付を希望される株主様におかれましては、基準日（12月31日）までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人またはお取引証券会社までお問い合わせ願います。

<株主総会会場における新型コロナウイルス感染症への対応について>

◎株主様へのお願い

- ・ご来場される株主様におかれましては、マスクの持参・着用についてご協力をお願い申し上げます。
- ・会場入口に設置の消毒液をご利用のうえ、ご入場くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場入口にて検温チェックをさせていただきます。発熱が確認された場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声がけのうえ、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・昨年同様、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会当日の当社の対応について

- ・株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめさせていただいております。あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクおよび手袋（一部スタッフ）を着用し対応させていただきます。
- ・今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.fujicopian.com/>）に掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

事前行使のご案内

インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年3月27日(月曜日)午後5時45分まで

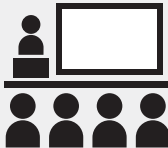
書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2023年3月27日(月曜日)午後5時45分到着

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年3月28日(火曜日)午前10時

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2023年3月27日（月曜日）午後5時45分までに**、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、インターネットによる議決権行使または議決権行使書の郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

- 2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和される中で、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢などの影響により原材料価格や電力等エネルギーコストの高騰に直面しました。また、為替につきましては、10月までは内外金利差の拡大により概ね一本調子で急激に円安が進行しましたが、その後年度末にかけて欧米の景気後退懸念や日銀の長期金利変動幅見直しなどにより、大幅な円高に転じるというボラティリティ（変動性）の非常に高い一年となりました。今後も、世界的な消費者物価の上昇、中国経済の減速懸念、為替の急変動リスクなど、国内外のいずれの環境とも不確実性が高い状況が続くことが予想されます。

こうした状況のもと、当グループの強みである創造型企業としての技術基盤をもとに、新製品の開発および新市場の開拓を重点課題とし、多様化・高度化する顧客のニーズに対応する開発に努めてまいりました。

当連結会計年度における販売面につきましては、堅調な需要を背景にテープ類が販売を伸ばしたほか、中期経営計画における重点課題「新製品・新規事業の開発」に注力するなどの活動を展開いたしました。

また、生産面でも、「ものづくり力・生産性の強化」を目指し、グループ全体でのコスト削減を推進し、収益改善に取り組んでまいりました。

この結果、連結売上高は、主力製品を中心に拡販に努めたことにより、98億5千1百万円(前年同期比14.6%増)となりました。

利益面におきましては、親会社の売上増加に加え、子会社の業績も堅調に推移し、また、グループを挙げた生産の効率化と販売費及び一般管理費の抑制に努めるなどコスト削減に取り組みました結果、営業利益は5億4千5百万円(前年同期比56.1%増)となりました。経常利益は円安にともなう為替差益の計上などがあり、6億4千4百万円(前年同期比51.5%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は法人税等の計上などにより、4億9千万円(前年同期比32.7%増)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

印字記録媒体および事務用消耗品関連事業は、売上高91億3千2百万円(前年同期比12.3%増)、セグメント利益(売上総利益)は24億3千万円(前年同期比13.1%増)となりました。

品目別売上高としましては、サーマルトランスファーマEDIAは、主力のバーコード用リボンを中心に拡販に努め国内外ともに好調に推移した結果、51億1千8百万円(前年同期比7.0%増)となりました。

インパクトリボンは、市場の縮小傾向が続くなか、選択と集中にもとづく営業活動を展開し、7億4千5百万円(前年同期比3.1%増)となりました。

テープ類は、主要顧客を中心とした堅調な需要を背景に、25億9千5百万円(前年同期比34.8%増)となりました。

機能性フィルムは、電子材料分野を中心に拡販に努めたものの、4億4百万円(前年同期比8.4%減)となりました。

その他は、2億6千8百万円(前年同期比5.6%増)となりました。

プラスチック成形関連事業は、取引先各社の需要が総じて好調に推移したことから、売上高7億1千9百万円(前年同期比53.4%増)、セグメント利益(売上総利益)は2億5千4百万円(前年同期比75.9%増)となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	品目別	金額	構成比
印字記録媒体および事務用消耗品関連事業	サーマルトランスファーマEDIA	5,118 百万円	52.0 %
	インパクトリボン	745	7.6
	テープ類	2,595	26.3
	機能性フィルム	404	4.1
	その他	268	2.7
	計	9,132	92.7
プラスチック成形関連事業	プラスチック成形品	719	7.3
	計	719	7.3
合 計		9,851	100.0

(注) セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資（含むソフトウェア等）は、総額12億1千5百万円で、その主な内容は当社岡山工場における生産設備の増強であり、これにかかる資金は自己資金を充当しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社は、2022年4月に実施された東京証券取引所の市場区分の見直しに際し、移行基準日時点（2021年6月30日）において、「スタンダード市場」の上場維持基準のうち流通株式時価総額の基準を充たしていなかったため、2021年12月14日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を東京証券取引所に提出・開示いたしました。

その後、上場維持基準に適合した旨を確認いたしました。2月28日に開示済みであります。（当社ホームページ <http://www.fujicopian.com/company/ir.html> をご参照ください。）

本項では、2020年12月期から2022年12月期の前回中期経営計画「挑戦する3年」における実績、および2023年12月期から2025年12月期の新たな中期経営計画「飛躍・成長する3年」における取り組み課題について、その概要を記載いたします。

① 前回中期経営計画「挑戦する3年」（2020年12月期～2022年12月期）について

前回中期経営計画は、2020年度のスタートから新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動停滞の影響を大きく受け、当初掲げた数値目標の見直しを余儀なくされました。

実績につきまして、とくに最終年度である2022年度は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、また、円安による業績面でのプラス効果があった一方で、ウクライナ情勢の長期化などの影響により、原材料価格や電力等のエネルギーコストの高騰に直面するなど非常に不確実かつ厳しい経営環境にありました。

そのような環境下、テープ類が当社の品質面での優位性から、主にアジア・中国市場でのニーズ拡大などを背景として好調に推移したほか、サーマルトランスファーマEDIAにおいて新型コロナウイルスの影響を受けにくい分野への拡販活動を展開したこと、また、重点課題である新規開発案件も売上を伸ばしてきたことから、連結売上高、連結営業利益とも修正後の目標を達成することができました。

・数値目標（前回中期経営計画の最終年度である2022年度の目標）

	2022年度 当初目標	2022年度 修正目標
連結売上高	9,700百万円 (2019年度比8.0%アップ)	9,100百万円 (2019年度比1.4%アップ)
連結営業利益	700百万円 (連結売上高営業利益率7.2%)	400百万円 (連結売上高営業利益率4.4%)

・連結経営指標 実績推移

連 結 経 営 指 標	2019 年 12 月 期	2020 年 12 月 期	2021 年 12 月 期	2022 年 12 月 期
売 上 高 (百万円)	8,977	7,544	8,598	9,851
営業利益 (百万円)	429	▲115	349	545
経常利益 (百万円)	453	▲ 80	425	644
当期純利益 (百万円)	314	▲180	369	490
自己資本利益率 [ROE] ① (%)	3.1	▲1.8	3.6	4.5
株主資本コスト ② (%)	4.3	3.9	3.7	3.2
エクイティスプレッド ①－② (%) (注1)	▲1.2	▲5.7	▲0.1	+1.3

(注1) エクイティスプレッド＝ROE－株主資本コスト (CAPM)

なお、株主資本コスト (CAPM) ＝リスクフリーレート＋ β (ベータ値) ×リスクプレミアム

・前回中期経営計画における重点課題の取り組み状況

重点課題項目と計画の概要	取り組み実績
1. 新製品・新規事業の開発 ・新製品・新規事業開発 ・品群活動の強化によるスピードアップ (*) * 品群活動とは 製品群ごとに体制を確立し、各製品群における戦略・戦術および行動計画を策定のうえ遂行する活動。	・営業統括部内に新規専担部門を設置し、市場ニーズへのアンテナ強化と対応スピードアップ。 ・新規開発案件ごとに優先順位のランク付けを行い、関係部門のリソースを集中。 ・新規開発案件の売上高実績（カッコ内は連結売上高に占める比率） 2020年度：54百万円（0.7%） 2021年度：202百万円（2.3%） 2022年度：512百万円（5.2%） ・京都工芸繊維大学等との産学連携による新技術探索。（継続中）
2. ものづくり力・生産性の強化 ・生産性のさらなる強化 ・生産技術革新（生産技術力の強化、新規事業に向けた生産体制の構築）	・原材料の見直しや工程内ロス削減によるコストダウン活動。（継続中） ・合理化の一環として、子会社エフシー ベトナム コーポレーションへの一部移管による生産地の最適化を実施。 ・生産技術革新の一環として、設備改造による一部工程の省人化を実施。また、生産技術力強化への取り組みとして、自社設計にて設備導入や改造を行い生産力を向上。

重点課題項目と計画の概要	取り組み実績
3. 人財育成 ・ 人的資本への投資の拡充（人財確保のための採用政策の実行等） ・ 投資した「人材」を「人財」に（＊）（活用／運用の強化） ＊ 人財＝能力や資質を発揮・活用し、価値の高い仕事をする人。 人財＝今後、さまざまな能力を開発できるポテンシャル（潜在力）を持つ人。	・ 次期管理職層となる年代の人財増強に向け、経験者採用（中途採用）を積極実施。 ＊ 3年間で34名の経験者採用を実施。 ・ 中核人財の育成および女性活躍推進を企図した「人財育成検討会」（＊）の実施。 ＊ 人財育成検討会について 2020年10月～2022年1月に15回80名（うち女性23名）の従業員が、取締役・執行役員に対し、自身のキャリア設計等に関するプレゼンテーションを行い、取締役・執行役員が個人ごとの育成方針を協議した。 ・ チャレンジを一層評価する人事評価制度への見直し、自己啓発支援制度の拡充。 ・ 女性活躍推進の一環として、「フジコピアンダイバーシティポリシー」の制定、女性の管理職比率などの目標値設定、子の看護休暇等の要件緩和など働きやすい環境整備を実施。
4. 基幹系システムの再構築による業務改革 ・ 経営意思決定を支援する機能の実装（スピード化） ・ 業務およびシステムのシンプル化／基本に立ち返った効率化（標準化、平準化、可視化）	・ 新システムの設計自体は計画どおり進捗。 ・ 一方で、社内の習熟度が十分な水準に達していないとの判断から、システム移行後の混乱を回避するため、一部のシステムを除き、当初の2023年1月本稼動を同年5月に延期。

② 新中期経営計画「飛躍・成長する3年」（2023年12月期～2025年12月期）について

今後の経営環境につきましては、ますます不連続かつ不確実に変化する厳しいものとなることが想定されます。そうしたなか、これまでの中期経営計画の取り組み、すなわち、「体幹をきたえる3年」（2017年12月期～2019年12月期）および「挑戦する3年」（2020年12月期～2022年12月期）において積み上げてきた成果を糧としつつ、それらの取り組みの過程で認識した課題解決に向けた施策を展開することにより持続的かつ飛躍的な成長を目指すという思いを込めて、2023年12月期から2025年12月期の新中期経営計画について、以下のとおり位置づけました。

飛躍・成長する3年

【中期経営方針 2023～2025】

1. 自らが経営者目線で考え、チャレンジする人財の育成
2. 市場ニーズ、ビジネス環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する
3. 成長ドライブを支える開発力・ものづくり力の強化

【新中期経営計画「飛躍・成長する３年」における重点課題】

イ. 新製品・新規事業の開発（継続）

- ・成長に向けた領域・テーマの明確化

右図のＣ領域・Ｄ領域（開発工数をともなうもの）を「新製品・新規事業」の主要対象領域として開発体制を強化するとともに、Ｂ領域においても、将来「新製品・新規事業」になり得る有望なテーマについて、営業リソースを投入する。

- ・新製品・新規事業開発のターゲットとして、車載関連、半導体関連、軽包装関連の市場など中長期的な成長や安定的な需要が見込める分野を中心とする。

- ・開発体制の強化

技術調査能力向上、新規分野の開発品の設計基準整備 → お客さまの要求品質への対応力強化
要素技術の拡充
産学連携の継続

ロ. ものづくり力・生産性の強化（継続）

- ・環境に配慮した効率的な原材料の使用
- ・設備投資によるさらなる生産性の向上、生産量増加に対応できる安定生産体制の確保
- ・新規事業に向けた生産体制の構築
- ・コストダウン活動
 - 生産技術力のさらなる強化
 - 購買戦略の強化（海外調達も含めた原材料コスト削減）
 - 工程内ロス of のさらなる削減

ハ. 人材育成（継続）

- ・現行人事制度のモニタリングとPDCA機能の発揮
 - チャレンジを評価する人事評価制度の運用状況、コア人材育成、女性活躍推進など
- ・従業員エンゲージメント向上のための施策推進
 - 従業員エンゲージメント水準のアセスメント検討
 - 健康経営への取り組み
- ・人的資本への投資強化
 - KPI（目標）の設定と具体的取り組み

ニ. カーボンニュートラルへの取り組み

〔CO2排出量の目標について〕

- ・対象範囲：日本国内拠点（国内子会社を含む）
- ・排出対象：Scope1、Scope2（注1）
- ・削減目標：2019年度を基準として、2030年度にCO2排出量を30%削減する。
（注1）Scope1：燃料の燃焼などによる直接排出。Scope2：電力や蒸気の使用による間接排出。
Scope3：Scope1、2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動。

〔実施する施策および今後の検討対象施策〕

- ・岡山工場におけるLNGの優先使用

既存市場

新規市場

既存製品

新規製品

A	B
C	D

- ・岡山工場における高効率設備の導入
- ・全拠点における省電力機器・照明の導入
- ・再生可能エネルギー導入の検討

【新中期経営計画（飛躍・成長する3年）における数値目標】

最終年度である2025年度の数値目標を以下のとおりとし、ROE 5%以上の達成を目指します。

（新中期経営計画の最終年度である2025年度の数値目標）

	2025年度目標
連結売上高	11,000百万円
連結営業利益	1,050百万円
連結経常利益	1,100百万円
連結当期純利益	700百万円
自己資本利益率 [ROE]	5.9%

③ サステナビリティに関する課題への取り組みについて

当社では、サステナビリティに関する課題として、以下の3点に優先的に取り組んでおります。

イ. 気候変動問題への対応

前記「②新中期経営計画」に記載のとおりです。

ロ. 人的資本投資およびダイバーシティ（女性活躍推進を中心に）

前記「①前回中期経営計画」および「②新中期経営計画」に記載のとおりです。

ハ. 知的財産への投資について

- ・当社は1950年の創立以来、画期的な製品開発を実現することにより市場を切り拓き、「開発志向型企业」としてのスタイルを確立してまいりました。
- ・従いまして、当社にとって知的財産は何ものにも代えがたい重要な資産であります。
- ・現在、原則2ヶ月に1度、関係取締役・執行役員による「特許出願審査委員会」を開催しており、新たな開発技術について特許出願の是非を議論したうえで特許を出願しております。
- ・その結果、この10年間、国内外の特許保有件数は常に200件程度をキープしており、研究開発費はもちろんのこと、特許につきましても相応の出願・維持コストをかけるなど、知的財産への投資を続けております。

今後も、質の高い特許を数多く出願できるよう開発技術力の向上に努めてまいります。

〔当社における国内外の特許保有件数推移〕（単位：件）

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
国内	201	198	193	184	194	186	193	177	168	172
海外	41	37	35	34	34	33	33	36	31	28
合計	242	235	228	218	228	219	226	213	199	200

(8) 財産および損益の状況

区 分	2019年度 第 70 期	2020年度 第 71 期	2021年度 第 72 期	2022年度 第 73 期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 8,977	百万円 7,544	百万円 8,598	百万円 9,851
経 常 利 益 または経常損失 (△)	百万円 453	百万円 △80	百万円 425	百万円 644
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 または当期純損失 (△)	百万円 314	百万円 △180	百万円 369	百万円 490
1 株当たり当期純利益 または当期純損失 (△)	205円52銭	△118円08銭	241円46銭	320円41銭
総 資 産	百万円 16,860	百万円 15,904	百万円 16,221	百万円 17,823
純 資 産	百万円 10,476	百万円 10,092	百万円 10,478	百万円 11,136
自 己 資 本 比 率	% 62.1	% 63.5	% 64.6	% 62.5

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度にかかる各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
フジ コピアン (H K) リミテッド	1,955千香港ドル	100.00 %	各種インクリボンの販売
エフシー ベトナム コーポレーション	2,200千米ドル	100.00	各種インクリボンの製造・販売 各種プラスチック成形品の製造加工・販売
富 士 加 工 株 式 会 社	70,000千円	100.00	各種インクリボンの加工

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当グループは、下記製品・商品の製造および販売を主要な事業内容としております。

セグメントの名称	品 目 別	主 要 製 品 ・ 商 品
印字記録媒体および 事務用消耗品関連事業	サーマルトランスファーマEDIA	サーマルリボン、サーマルカーボンコピー
	インパクトリボン	布リボン、フィルムリボン、リリンクユニット
	テープ類	修正テープ、テープのり
	機能性フィルム	「F I X F I L M」
	その他	各種カーボン紙
プラスチック成形関連事業	プラスチック成形品	プラスチック製キャップなどの成形品

(11) 主要な事業所

- ① 当 社 本 社 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号
- ② 国 内 営 業 拠 点
 - 当 社 本 社 (大阪市)
 - 当 社 東 京 支 店 (東京都)
- ③ 海 外 営 業 拠 点
 - 当 社 欧 州 支 店 (英 国 ケント州)
 - フジ コピアン (H K) リミテッド (中 国 香港特別行政区)
- ④ 生 産 拠 点
 - 当 社 岡 山 工 場 (岡山県 勝田郡)
 - 富 士 加 工 株 式 会 社 (岡山県 勝田郡)
 - エフシー ベトナム コーポレーション (ベトナム ドンナイ省)
- ⑤ 研 究 所
 - 当 社 本 社 (大阪市)

(12) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男 性	308名	減 6名
女 性	314	0
合 計	622	減 6

(注) 上記従業員数は、臨時従業員132名を除いて算出しております。

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,006 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	744
株式会社百十四銀行	684
株式会社池田泉州銀行	391
株式会社りそな銀行	50

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,789,487株（自己株式258,755株を含む）
- (3) 株主数 1,140名（前期末比25名増）
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
鈴花株式会社	258,200 株	16.86 %
東京海上日動火災保険株式会社	109,866	7.17
トーア再保険株式会社	109,311	7.14
株式会社みずほ銀行	76,225	4.97
オー・ジー株式会社	66,700	4.35
赤城耕太郎	53,100	3.46
赤城貫太郎	49,900	3.25
フジコピアン従業員持株会	42,476	2.77
前川貞夫	36,400	2.37
大田太郎	35,600	2.32

（注）持株比率は、自己株式（258,755株）を控除した発行済株式数（1,530,732株）により算出しております。

(5) 当該事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位および担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
赤 城 貫太郎	代 表 取 締 役 会 長	富士加工株式会社 取締役会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役会長
光 本 明	代 表 取 締 役 社 長	富士加工株式会社 取締役副会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役副会長
上 田 正 隆	専 務 取 締 役 専 務 執 行 役 員 管理部担当 兼 S Iプロジェクト室担当	
赤 城 耕太郎	取 締 役 上 席 執 行 役 員 経営企画室長 兼 環境・品質統制室長	鈴花株式会社 代表取締役
志 波 博 幸	取 締 役 上 席 執 行 役 員 営業統括部長 兼 東京支店長	
花 田 広	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
植 村 哲(※)	取 締 役 (監 査 等 委 員)	日産東京販売ホールディングス株式会社 常勤 監査役 (社外監査役)
齊 藤 昌 宏(※)	取 締 役 (監 査 等 委 員)	

- (注) 1. (※)印は社外取締役であります。
2. 当社は、株主様に対する受託者責任を踏まえ、監査等委員会が客観的かつ適切な監査を行うことを確保するためには、常勤者による高度な情報収集力が必要であると判断し、監査等委員会規程で常勤の監査等委員を選定する旨を定めております。当該規程にもとづき花田広氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外取締役植村哲、齊藤昌宏の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員齊藤昌宏氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏 名	退任時の地位および担当	退 任 日	退 任 理 由
根 来 俊 彦	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	2022 年 3 月 29 日	任 期 満 了
泉 川 貴 昭(※)	取 締 役 (監 査 等 委 員)	2022 年 3 月 29 日	任 期 満 了

(注) (※)印は社外取締役であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
花 田 広	当社は、会社法第427条第1項および当社定款にもとづき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
植 村 哲	同 上
齊 藤 昌 宏	同 上

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および子会社の会社法上の取締役・監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

② 保険契約の内容の概要

被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる恐れのある損害が填補されます。保険料は取締役会の決議により全額会社が負担することとしておりますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(6) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (監査等委員を除く)	百万円 166	百万円 150	百万円 －	百万円 －	百万円 16	名 5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	百万円 25 (13)	百万円 25 (13)	百万円 － (－)	百万円 － (－)	百万円 － (－)	名 5 (3)
合 計 (うち社外取締役)	百万円 192 (13)	百万円 176 (13)	百万円 － (－)	百万円 － (－)	百万円 16 (－)	名 10 (3)

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 業績連動報酬につきましては、支給しておりません。
3. 非金銭報酬等につきましては、支給しておりません。

(7) 報酬等に関する定款の定めまたは株主総会決議ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法にかかる決定方針の内容の概要

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役の報酬は、毎月支払う基本報酬と退職時に支払う退職慰労金で構成されており、すべて金銭による固定報酬であります。

イ. 基本報酬

取締役の基本報酬につきましては、毎年、取締役会から諮問を受けた指名・報酬諮問委員会にて、役位別に一定の金額レンジで示された基本報酬テーブル案を審議し、取締役会に答申いたします。取締役会にて基本報酬テーブルを決議するとともに、具体的な個人別の基本報酬については、基本報酬テーブルをもとに代表取締役会長 赤城貫太郎氏に一任する旨を決議いたします。代表取締役会長 赤城貫太郎氏は、基本報酬テーブルの範囲内で、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して個人別の基本報酬案を立案いたします。個人別の基本報酬案を監査等委員会にて協議し、協議結果が意見書として代表取締役会長 赤城貫太郎氏に提出され最終決定となります。

ロ. 退職慰労金

退職慰労金につきましては、取締役が退任した場合、取締役会は、その退任の日以後もっとも早く開催される株主総会（退任の時期が株主総会終結の時であるものは当該総会）に、当該取締役に対する退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等について取締役会に一任する旨の退職慰労金贈呈議案を付議いたします。取締役会は、退職慰労金贈呈議案を株主総会に付議するときは、退職慰労金の額ならびに贈呈の時期について指名・報酬諮問委員会に諮問いたします。指名・報酬諮問委員会は、当社「取締役退職慰労金規程」の定めにもとづき、退職慰労金の額ならびに贈呈の時期について取締役会に対し答申いたします。株主総会が退職慰労金の具体的金額、贈呈の時期、方法等について取締役会に一任の決議をした場合、当該株主総会終結後最初に開催される取締役会において、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、具体的金額、贈呈の時期、方法等について、代表取締役会長 赤城貫太郎氏に一任する旨を決議いたします。なお、以下の場合には、「取締役退職慰労金規程」の定めにもとづき、取締役会は退職慰労金を減額または贈呈しない旨を決議することができます。

（i）経済界の景況、会社業績の不良その他やむをえない事由がある場合

（ii）当該取締役在任中の任務懈怠などにより当社に損害を与えたと認められる場合

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容の決定にかかる委任に関する事項

イ. 当事業年度において、2022年4月以降の取締役の具体的な個人別の基本報酬について、代表取締役会長 赤城貫太郎氏に一任する旨を2022年2月14日開催の取締役会にて決議しております。取締役会にて決定したプロセスに従い、代表取締役会長 赤城貫太郎氏は、基本報酬テーブルの範囲内で、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して個人別の基本報酬案を立案いたしました。個人別の基本報酬案は監査等委員会にて協議を行い、その協議結果について、特段の意見がない旨の通知書が代表取締役会長 赤城貫太郎氏に提出されたことにより、最終決定いたしました。取締役会においては、監査等委員会より特段の意見がない旨の通知書が提出されたことをもって、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものと判断しております。

この権限を代表取締役会長 赤城貫太郎氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには同氏が適していると判断し、取締役会にて決議したためであります。

ロ. 1月から3月の取締役の具体的な個人別の報酬につきましては、2021年2月12日開催の取締役会において代表取締役社長（現、代表取締役会長） 赤城貫太郎氏に一任することを決議したうえで決定しております。代表取締役社長 赤城貫太郎氏が、それぞれの役位、会社業績への貢献度等を勘案して立案し、監査等委員会の意見を踏まえ、決定しております。

③ 監査等委員である取締役の個人別報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

監査等委員である取締役の報酬は、毎月金銭で支払われる基本報酬のみであり、職務内容等を勘案して監査等委員である取締役の協議により報酬限度額の範囲内で決定いたしております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第66回定時株主総会において年額3億6千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は0名）であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の第66回定時株主総会で年額6千万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）であります。

(8) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	植村 哲	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに、また、監査等委員会16回すべてに出席いたしました。 大手損害保険会社で経営の中枢を担うなど長年にわたり重要な役職に就き、豊富な経験と見識を積み重ねており、こうした経験・見識にもとづき取締役会にて客観的、独立的な立場から提言を行い、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、指名・報酬諮問委員会で委員として委員会において積極的な意見を述べるなど当社の取締役の指名、報酬決定プロセスの独立性、客観性および透明性のより一層の向上に貢献し当社が同氏に期待する役割を果たしました。
	齊藤昌宏	2022年3月29日の第72回定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任されて以降開催された10回の取締役会のすべてに出席し、また、監査等委員である取締役に選任されて以降開催された12回の監査等委員会のすべてに出席いたしました。 銀行において取締役として経営の中枢を担ったほか、監査役の経験も有しており、また、銀行子会社の代表取締役を務めるなど、豊富な経験と財務および会計に関する豊富な知見にもとづき、取締役会にて客観的、独立的な立場から提言を行い、当社が同氏に期待する役割を果たしました。そのほか、指名・報酬諮問委員会で委員として委員会において積極的な意見を述べるなど当社の取締役の指名、報酬決定プロセスの独立性、客観性および透明性のより一層の向上に貢献し当社が同氏に期待する役割を果たしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度にかかる会計監査人としての報酬等 | 24百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査等を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の整備にかかる当社の基本方針を決議しております。また、当該決議を実効たらしめるための諸委員会、諸規程等の整備を次に記載のとおり実施しております。

① 当社および当社子会社（以下、当グループといいます。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を当グループの各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。さらに、監査等委員会は、独立した立場から法令および定款に照らし、監査等委員会規程等にもとづいて取締役の職務の執行を監査、監督します。

全役職員に対する啓蒙活動として、「フジコピアンコンプライアンスハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、コンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を随時開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。

会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

さらに、取締役の指名・報酬等に関する公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会で審議した結果を取締役に答申します。

② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に対する体制

取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。

取締役は、取締役の行った決定に関する情報、稟議書その他社内規程により定める文書を常時閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じリスク管理体制の見直しおよび事業継続計画（ＢＣＰ）の定期的な改訂をしております。また、必要に応じリスクマネジメント委員会のもとに個別検討課題ごとにリスクマネジメントワーキンググループを設置し各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討する体制を整えております。

取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしております。ＢＣＰにつきましては毎年12月に改訂の要否を問わず見直しを定期的に行っているほか、随時、リスクマネジメント委員会においてＢＣＰの改訂を承認のうえ、これを取締役に報告し、当社の事業継続体制の強化を図っております。さらに子会社のリスク管理につきましては、子会社管理規程に定める内部監査を通じて業務上のリスクの未然の防止に努めるものです。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、中期経営計画および年度の事業目標を決定し、その執行状況を追跡のうえ必要な修正を行うとともに、その目的に沿った組織編成や人員配置により効率的な職務の執行を行っております。

また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。また、子会社管理規程にもとづき決裁手続、決裁権者を明瞭にすることで当グループ全体の効率的な業務執行体制の確保を図っております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内に徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。

内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実を行い当社のみならずグループ各社の内部統制監査を通じてコンプライアンス活動を強化しております。

⑥ 下記イ、ロ、ハおよびニの体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、当社の子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

ロ、当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ、当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ、当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社管理規程に定めるとおり、取締役会等において子会社管理業務担当部門長である管理部長より各子会社の業績、財政状態および重要な事項について報告を受けております。

また、上記ロ、ハ、ニについては前記③、④および⑤項のとおりグループ一体となった体制を構築しております。

なお、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとしております。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人（監査等委員会スタッフ）に関する事項

監査等委員会が監査等委員会スタッフを置くことを求めた場合は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置いておりません。

⑧ 監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会スタッフを置く場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査等委員会の同意のうえでこれを行います。

⑨ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフを設置した場合は、

イ、当該使用人に対する指揮命令権は監査等委員会にあることを確保し、

ロ、上記にかかわらず、監査等委員会以外からの当該使用人に対する業務執行命令が必要である場合には、監査等委員会からの指揮、命令に背反するものでない限りかかる業務執行命令は有効なものとし、

ハ、当該使用人へ必要な調査権限、情報収集権限を付与するものとします。

⑩ 下記イ、ロおよびハの体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

ロ、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

ハ、前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の役職員は、当社の監査等委員会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。監査等委員会から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役職員に周知徹底します。

⑪ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行にあたり、会社法第399条の2第4項にもとづく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が不適当なものであると認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じるものとします。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。

監査の実効性を高めるために監査等委員会と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」ならびに「経営理念ハンドブック」および「コンプライアンスハンドブック」において反社会的勢力に対して毅然とした態度をとること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。

万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密にとり、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会について

取締役会は、毎月1回および必要に応じて随時開催し、法令で定められた事項、会社の基本方針をはじめ重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。さらに、取締役会には、監査等委員を含む全取締役に加え執行役員も参加することで、経営の透明性を高めるべく体制を整備しております。

なお、当事業年度において取締役会を13回開催いたしました。

② 監査等委員会について

監査等委員会は、原則として月1回開催し、監査方針・監査計画の決定、各監査等委員の職務の執行状況の報告等を行っております。また、取締役会への出席はもちろんのこと、常勤の監査等委員が経営会議などの会議に出席するほか、監査等委員である社外取締役も3ヶ月に一度経営会議に出席するなど情報の共有体制を強化しております。さらに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うほか、監査室および会計監査人との連携による意見交換・情報交換を行っております。

こうした取り組みを通じて、経営に対する監査・監督が有効に機能する体制を整えております。

なお、当事業年度において監査等委員会を16回開催いたしました。

③ 指名・報酬諮問委員会について

当社は、取締役の指名、報酬などの重要な経営事項に関する検討について、公正性、透明性、客観性を一層強化する目的で、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

指名・報酬諮問委員会の開催の頻度は、「指名・報酬諮問委員会規程」にて年1回以上と定めており、2022年度は、1月に既往の取締役会にて承認済みの事項（「取締役会の構成についての考え方」、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の選解任の方針および基準」、「代表取締役の選定および解職の方針」、「役付取締役の選任および解職の方針」、「社外取締役の独立性に関する基準」）に関する見直し要否の検討、2022年3月開催予定の第72回定時株主総会における付議事案（「取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定」、「監査等委員である取締役候補者の選定（社外取締役については、「社外取締役に選任された場合の役割期待」を含む）」、「補欠の監査等委員である取締役候補者の選定（社外取締役については、「社外取締役に選任された場合の役割期待」を含む）」）および定款や規程の定めなどにもとづき取締役会決議が必要とされる事項（「第72回定時株主総会終結後最初に開催される取締役会において選定される代表取締役候補者の選定」、「第72回定時株主総会終結後最初に開催される取締役会において選任される役付取締役候補者の選定」、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬テーブルの見直し案」、「第72回定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結後に任期満了となった後の指名・報酬諮問委員会の委員および委員長の候補者の選定」）の審議・答申を行い、4月に「年間計画」についての審議・答申および11月に「個人別の報酬等の内容」についての審議・答申のため3回開催いたしました。

委員の構成は、「指名・報酬諮問委員会規程」において、「取締役である委員3名以上で構成し、その半数以上は社外取締役から選定する。」と定めており、現在の委員は社内取締役2名および独立社外取締役2名の4名であります。

④ **内部監査について**

監査室は、監査計画にもとづき内部監査を実施し、代表取締役役に報告書を提出しております。

⑤ **財務報告にかかる内部統制について**

監査室は、内部統制に関する基本計画にもとづき内部統制評価を実施しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の成長に必要なキャッシュフローや内部留保等を勘案しつつ、経営成績に応じ安定した配当を実施し、また、株主還元の一層の強化により企業価値の向上を図るため、2022年12月期決算にかかる配当より連結配当性向30%以上とすることを基本方針としております。

上記の基本方針にもとづき、2023年2月14日開催の取締役会において、1株当たり、前年比32円増配の97円とすることといたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項にもとづき、剰余金の配当を取締役会の決議によっても行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示の単位未満を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産	9,592,151	I 流 動 負 債	3,681,875
現 金 及 び 預 金	4,271,498	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	589,289
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	2,143,110	電 子 記 録 債 務	1,097,639
電 子 記 録 債 権	750,278	短 期 借 入 金	81,358
商 品 及 び 製 品	683,354	一年以内返済予定長期借入金	831,321
仕 掛 品	736,873	リ ー ス 債 務	10,389
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	743,713	未 払 法 人 税 等	133,436
そ の 他	266,258	未 払 消 費 税 等	7,800
貸 倒 引 当 金	△2,934	設 備 関 係 支 払 手 形	103,180
		設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	293,978
		そ の 他	533,481
II 固 定 資 産	8,231,247	II 固 定 負 債	3,005,254
1.有形固定資産	6,349,050	長 期 借 入 金	1,963,834
建 物 及 び 構 築 物	2,654,370	リ ー ス 債 務	24,976
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,704,150	繰 延 税 金 負 債	136,791
土 地	1,679,923	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	226,233
リ ー ス 資 産	173,433	退 職 給 付 に 係 る 負 債	649,607
建 設 仮 勘 定	8,740	資 産 除 去 債 務	3,811
そ の 他	128,432		
2.無形固定資産	482,676	負 債 の 部 合 計	6,687,129
ソ フ ト ウ ェ ア	9,358	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	427,710	I 株 主 資 本	10,428,387
そ の 他	45,608	1.資 本 金	4,791,796
3.投資その他の資産	1,399,520	2.資本剰余金	2,995,928
投 資 有 価 証 券	1,187,862	3.利益剰余金	3,062,593
そ の 他	211,658	4.自 己 株 式	△421,930
		II その他の包括利益累計額	707,882
		1.その他有価証券評価差額金	331,119
		2.為 替 換 算 調 整 勘 定	359,789
		3.退職給付に係る調整累計額	16,973
		純 資 産 の 部 合 計	11,136,269
資 産 の 部 合 計	17,823,399	負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	17,823,399

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022 年 1 月 1 日)
(至 2022 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,851,395
売上原価		7,177,164
売上総利益		2,674,231
販売費及び一般管理費		2,128,501
営業利益		545,730
営業外収益		
受取利息及び配当金	43,466	
為替差益	56,489	
その他	17,490	117,446
営業外費用		
支払利息	17,798	
その他	604	18,403
経常利益		644,773
特別利益		
投資有価証券売却益	37,018	37,018
特別損失		
固定資産廃棄損	31,937	31,937
税金等調整前当期純利益		649,854
法人税、住民税及び事業税		159,918
法人税等調整額		△542
当期純利益		490,477
親会社株主に帰属する当期純利益		490,477

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2022 年 1 月 1 日 残 高	4,791,796	2,995,928	2,671,617	△421,799	10,037,542
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△99,501		△99,501
親会社株主に帰属する当期純利益			490,477		490,477
自 己 株 式 の 取 得				△131	△131
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計			390,975	△131	390,844
2022 年 12 月 31 日 残 高	4,791,796	2,995,928	3,062,593	△421,930	10,428,387

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2022 年 1 月 1 日 残 高	330,115	91,539	19,727	441,383	10,478,925
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△99,501
親会社株主に帰属する当期純利益					490,477
自 己 株 式 の 取 得					△131
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,003	268,250	△2,754	266,498	266,498
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,003	268,250	△2,754	266,498	657,343
2022 年 12 月 31 日 残 高	331,119	359,789	16,973	707,882	11,136,269

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社……3社
 フジ コピアン（HK）リミテッド（中国）
 エフシー ベトナム コーポレーション（ベトナム）
 富士加工株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 在外連結子会社の決算日
 9月30日
 フジ コピアン（HK）リミテッド
 エフシー ベトナム コーポレーション
 連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
 国内連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① その他有価証券
 市場価格のない株式等以外のもの
 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 市場価格のない株式等
 移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ
 時価法
 - ③ 棚卸資産
 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産は除く）
 国内連結会社は定率法
 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 建 物 及 び 構 築 物 15年～50年
 機械装置及び運搬具 8 年～10年
 在外連結子会社は定額法
 - ② リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内連結会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、個別に回収可能性を考慮して計上しております。

② 役員退職慰労引当金

当社役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

国内連結子会社および当社執行役員については、退職金の支払に備えるため、内規にもとづく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

在外連結子会社については、当連結会計年度末要支給額を計上しております。

未認識数理計算上の差異については、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、印字記録媒体および事務用消耗品関連事業、プラスチック成形関連事業の2事業を主な事業としており、いずれも、商品又は製品の引渡しによって顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得することから、商品又は製品の引渡時点において履行義務が充足されたと判断しており、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内売上については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で履行義務が充足されたと判断しております。また、輸出売上は、インコタームズ等に定められた貿易条件にもとづき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産および負債のうち、外貨建金銭債権債務については、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産、負債および収益、費用は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

長期借入金を対象とした特例処理の要件を満たした金利スワップについて、当該処理によっております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内売上において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当期首残高に与える影響額はありません。また、この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行なうこととしました。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 71,583千円（繰延税金負債との相殺前の金額）

このうち、フジコピアン株式会社の繰延税金負債との相殺前の金額は、38,496千円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類にもとづき、当連結会計年度末における将来減算一時差異に対して、翌連結会計年度の課税所得および将来減算一時差異等の解消スケジュールを合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、翌期の事業計画を基礎として不確実性を考慮して行っており、売上高および粗付加率【粗付加率＝（売上高-材料費-外注加工費-商品売上原価）÷（売上高）】を主要な仮定としております。主要な仮定である粗付加率は、長期化するウクライナ情勢などの影響による材料費、外注加工費の高騰を踏まえたコスト見込みおよびその販売価格への転嫁による影響が含まれております。翌連結会計年度の課税所得の見積りは、当連結会計年度末時点で当社グループが入手している情報および合理的であると判断する一定の前提にもとづいており、見積りに用いた前提条件や仮定は不確実性が高いものであります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の収束時期を予測することは困難であります。行動制限が緩和される中で、徐々に収束に向かい、経済活動も緩やかに回復するとの仮定のもと、関連する会計上の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、見積りに用いた前提条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	17,111,958千円
2. 担保提供資産およびそれに対応する債務	
(1) 担保提供資産	
建物及び構築物	511,457千円
機械装置及び運搬具	238,786
土地	1,583,494
その他	1,291
計	2,335,030
(2) 上記資産に対応する債務	
一年以内返済予定	
長期借入金	715,527千円
長期借入金	1,638,428
計	2,353,956
3. 連結会計年度末日満期手形、電子記録債権および電子記録債務の会計処理は、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関休業日であったため、次の期末日満期手形、電子記録債権および電子記録債務が期末残高に含まれております。	
受取手形及び売掛金	3,283千円
電子記録債権	13,563
支払手形及び買掛金	24,390
電子記録債務	252,271
設備関係支払手形	54,450
設備関係電子記録債務	21,438

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,789,487	—	—	1,789,487

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年2月14日 取締役会	普通株式	99,501	65.00	2021年12月31日	2022年3月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原 資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2023年2月14日 取締役会	普通株式	148,481	利益剰余金	97.00	2022年12月31日	2023年3月7日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用につきましては、安全性の高い金融商品で運用しております。また、資金調達につきましては、銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引につきましては、相場変動によるリスクを軽減するため実需の範囲でのみ行い、投機目的では行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部について為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務および設備関係支払手形、設備関係電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建のものにつき、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部について為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。

借入金は、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。(注) 参照)

また、「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「設備関係支払手形」「設備関係電子記録債務」については、現金であること、および短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
投資有価証券			
其他有価証券	992,849	992,849	—
資産計	992,849	992,849	—
長期借入金 (※)	2,795,156	2,790,776	△4,379
負債計	2,795,156	2,790,776	△4,379

(※) 長期借入金には、一年以内返済予定長期借入金を含めております。

(注) 市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	195,013

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場に置いて形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	992,849	—	—	992,849

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価（単位：千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,790,776	—	2,790,776

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント		
	印字記録媒体 および事務用 消耗品関連事業	プラスチック 成形関連事業	計
売上高			
サーマルトランスファーマEDIA	5,118,722	—	5,118,722
インパクトリボン	745,092	—	745,092
テープ類	2,595,302	—	2,595,302
機能性フィルム	404,989	—	404,989
その他	268,148	—	268,148
プラスチック成形	—	719,141	719,141
顧客との契約から生じる収益	9,132,254	719,141	9,851,395
外部顧客への売上高	9,132,254	719,141	9,851,395

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等・4. 会計方針に関する事項・(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品引渡し前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度における契約負債の内訳は以下のとおりであります。

 契約負債（期首残高） 10,299千円

 契約負債（期末残高） 7,662千円

なお、当連結会計年度において契約資産の発生はありません。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は10,299千円であります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 7,275円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 320円41銭 |

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流 動 資 産	8,466,858	I 流 動 負 債	3,415,994
現 金 及 び 預 金	3,322,910	支 払 手 形	117,531
受 取 手 形	16,238	電 子 記 録 債 務	1,097,639
電 子 記 録 債 権	750,278	買 掛 金	493,211
売 掛 金	2,125,093	一年以内返済予定長期借入金	831,321
商 品 及 び 製 品	606,182	リ ー ス 債 務	10,389
仕 掛 品	734,127	未 払 金	218,953
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	606,746	未 払 費 用	79,112
未 収 入 金	190,206	未 払 法 人 税 等	111,507
そ の 他	118,174	契 約 負 債	7,662
貸 倒 引 当 金	△3,100	前 受 金	115
		預 り 金	49,619
		設 備 関 係 支 払 手 形	103,180
		設 備 関 係 電 子 記 録 債 務	293,978
		そ の 他	1,771
II 固 定 資 産	8,053,760	II 固 定 負 債	2,971,363
1.有形固定資産	5,814,008	長 期 借 入 金	1,963,834
建 物	2,260,605	リ ー ス 債 務	24,976
構 築 物	27,411	繰 延 税 金 負 債	100,573
機 械 及 び 装 置	1,535,687	退 職 給 付 引 当 金	651,934
車 両 運 搬 具	1,168	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	226,233
工 具、器 具 及 び 備 品	127,037	資 産 除 去 債 務	3,811
土 地	1,679,923		
リ ー ス 資 産	173,433		
建 設 仮 勘 定	8,740		
		負 債 の 部 合 計	6,387,357
2.無形固定資産	437,239	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ エ ア	9,358	I 株 主 資 本	9,802,142
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	427,710	1.資 本 金	4,791,796
そ の 他	171	2.資本剰余金	2,995,928
		資 本 準 備 金	1,197,949
		そ の 他 資 本 剰 余 金	1,797,979
3.投資その他の資産	1,802,512	3.利益剰余金	2,436,348
投 資 有 価 証 券	1,187,862	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,436,348
関 係 会 社 株 式	444,373	別 途 積 立 金	500,000
生 命 保 険 掛 金	97,349	繰 越 利 益 剰 余 金	1,936,348
そ の 他	72,927	4.自 己 株 式	△421,930
		II 評価・換算差額等	331,119
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	331,119
資 産 の 部 合 計	16,520,618	純 資 産 の 部 合 計	10,133,261
		負債・純資産の部合計	16,520,618

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022 年 1 月 1 日
至 2022 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,749,323
売 上 原 価	6,482,573
売 上 総 利 益	2,266,750
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,002,491
営 業 利 益	264,258
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	109,643
為 替 差 益	70,712
そ の 他	41,567
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	15,602
そ の 他	15,337
経 常 利 益	455,243
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	37,018
特 別 損 失	
固 定 資 産 廃 棄 損	28,906
税 引 前 当 期 純 利 益	463,355
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	103,320
法 人 税 等 調 整 額	1,979
当 期 純 利 益	358,055

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022 年 1 月 1 日
至 2022 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2022 年 1 月 1 日 残 高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928
当 期 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)				
当 期 中 の 変 動 額 合 計				
2022 年 12 月 31 日 残 高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計		
	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
2022 年 1 月 1 日 残 高	500,000	1,677,794	2,177,794	△421,799	9,543,720
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△99,501	△99,501		△99,501
当 期 純 利 益		358,055	358,055		358,055
自 己 株 式 の 取 得				△131	△131
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計		258,553	258,553	△131	258,422
2022 年 12 月 31 日 残 高	500,000	1,936,348	2,436,348	△421,930	9,802,142

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022 年 1 月 1 日 残 高	330,115	330,115	9,873,835
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△99,501
当 期 純 利 益			358,055
自 己 株 式 の 取 得			△131
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 中 の 変 動 額 (純 額)	1,003	1,003	1,003
当 期 中 の 変 動 額 合 計	1,003	1,003	259,425
2022 年 12 月 31 日 残 高	331,119	331,119	10,133,261

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品・商品・仕掛品・原材料
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法）
- (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産は除く） 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 15年～50年
機 械 及 び 装 置 8 年～10年
- (2) 無形固定資産 定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）にもとづく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

執行役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく当事業年度末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく当事業年度末要支給額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、印字記録媒体および事務用消耗品関連事業を主な事業としており、商品又は製品の引渡しによって顧客が当該製商品に対する支配を獲得することから、商品又は製品の引渡時点において履行義務が充足されたと判断しており、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内売上については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で履行義務が充足されたと判断しております。また、輸出売上は、インコタームズ等に定められた貿易条件にもとづき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

長期借入金を対象とした特例処理の要件を満たした金利スワップについて、当該処理によっております。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内売上において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当期首残高に与える影響額はあります。また、この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 38,496千円（繰延税金負債との相殺前の金額）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載した「会計上の見積りに関する注記」と同一の内容であります。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	165,514千円
短期金銭債務	78,036

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,476,265千円

3. 担保提供資産およびそれに対応する債務

(1) 担保提供資産

建物	494,970千円
構築物	16,487
機械及び装置	238,786
工具、器具及び備品	1,291
土地	1,583,494
計	2,335,030

(2) 上記資産に対応する債務

一年以内返済予定	
長期借入金	715,527千円
長期借入金	1,638,428
計	2,353,956

4. 保証債務

当社は、エフシー ベトナム コーポレーションの金融機関からの借入金に対して保証を行っております(極度額はUSD1,580,000.00)。ただし決算日(2022年12月31日)時点の借入金残高はございません。

5. 事業年度末日満期手形、電子記録債権および電子記録債務の会計処理は、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関休業日であったため、次の期末日満期手形、電子記録債権および電子記録債務が期末残高に含まれております。

受取手形	3,283千円
電子記録債権	13,563
支払手形	24,390
電子記録債務	252,271
設備関係支払手形	54,450
設備関係電子記録債務	21,438

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	2,111,069千円
営業取引以外の取引高	27,560

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 事 業 年 度 末 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 (株)
普通株式	258,689	66	—	258,755

(注) 自己株式（普通株式）の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	199,361千円
役員退職慰労引当金	69,182
投資有価証券評価損	24,028
棚卸資産評価損	23,154
未払事業税	13,067
関係会社株式評価損	8,850
その他	18,023
繰延税金資産小計	355,667
評価性引当額	△317,171
繰延税金資産合計	38,496

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△139,069千円
繰延税金負債合計	△139,069
繰延税金負債の純額	△100,573

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権の所有又は被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	富士加工株式会社	所有 直接 100.0	当社製品の加工 役員の兼任	家賃の受取 (注1)	19,320	その他 流動負債	1,771
子会社	エフシー ベトナム コーポレーション	所有 直接 100.0	当社製品の加工および 販売 役員の兼任	債務保証 (注2)	—	—	—

(注) 取引条件および取引条件の決定方針

1. 家賃の決定については、物件管理にかかる原価等を勘案し合理的に決定しております。
2. エフシー ベトナム コーポレーションの金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。
(極度額はUSD1,580,000.00)
なお、保証料は受領しておりません。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記・7. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 6,619円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 233円90銭 |

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

フジコピアン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仲 昌 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 葉 山 良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジコピアン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジコピアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

フジコピアン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 仲 昌 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 葉 山 良 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジコピアン株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

フジコピアン株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 花 田 広 ㊟

監査等委員 植 村 哲 ㊟

監査等委員 齊 藤 昌 宏 ㊟

(注) 1. 監査等委員植村哲および齊藤昌宏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会における検討の結果、本議案に関する特段の意見はございませんでした。

【ご参考】

1. 取締役会の構成についての考え方

取締役会は知識・経験・能力等をバランス良く備え、取締役会全体としての構成の多様性に十分配慮したものとなるよう取締役を選任いたします。

また、監査等委員である取締役については、会社法に則り3名以上でその過半数を社外取締役とし、会社法、会計や企業経営全般にかかる知識・経験等のほか、社外取締役に關しては、東京証券取引所における独立役員の独立性基準にもとづき策定された、当社の「社外取締役の独立性基準」に照らして選任いたします。

取締役会の規模については、当社の規模や業容を勘案、その機能が効果的、効率的に発揮できるよう、定款上の員数として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内の範囲で適正な人数といたします。

なお、取締役の選解任に関する前提として、当社の経営理念、長期ビジョンおよび中期経営計画等に照らし、当社の持続的な成長と企業価値向上のために「取締役会が備えるべきスキル」について、指名・報酬諮問委員会で審議・答申のうえ取締役会にて決定しております。

そのうえで、指名・報酬諮問委員会にて「スキル・マトリックス」について審議のうえ、取締役会として不足しているスキルがないかをチェックし、取締役会に答申しており、その答申を受けて取締役会が「スキル・マトリックス」を決議しております。

経営環境の変化等により「取締役会が備えるべきスキル」を変更する必要があるかをチェックする体制を整えております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役の選解任の方針および基準

(1) 選任の方針および基準について

取締役会の構成についての考え方を踏まえ、以下の方針および基準をもって選任いたします。

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

以下の選任基準にもとづき、代表取締役が候補者案を策定し、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申および監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会の決議を経て株主総会に選任議案を提出いたします。

- イ、優れた人格および高い倫理観を有していること
- ロ、豊富な経験および高い見識を有していること
- ハ、経営にかかる判断能力に優れ、十分なリーダーシップを備えていること
- ニ、職務遂行上、心身ともに健康面で支障のないこと

② 監査等委員である取締役

以下の選任基準にもとづき、代表取締役が候補者案を策定し、監査等委員会の同意を前提として、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を踏まえ、取締役会の決議を経て株主総会に選任議案を提出いたします。

- イ、優れた人格および高い倫理観を有していること
- ロ、会社法、会計や企業経営全般にかかる豊富な知識・経験を有していること
とくに、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上選任する
- ハ、経営にかかる判断能力に優れていること
- ニ、職務遂行上、心身ともに健康面で支障のないこと
- ホ、社外取締役に關しては、東京証券取引所における独立役員の独立性基準にもとづき策定された当社の「社外取締役の独立性基準」を満たし、株主共同の利益の観点から適切な意見表明ができること

(2) 解任の方針および基準について

取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役について、法令や定款に関する重大な違反があった場合、取締役に求められる資質を充足していない場合、あるいは健康上の理由等によりその職務を遂行することが困難な場合は、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申および監査等委員会の意見（監査等委員である取締役については監査等委員会の同意を得ることが前提）を踏まえ、取締役会の決議を経て株主総会に解任議案を提出いたします。

【ご参考】取締役会として備えるべきスキル

当社の持続的成長と企業価値の向上に向けて、経営戦略や経営計画等として経営の大きな方向性を示すとともに、その執行状況を監督するという機能を発揮するため、取締役会が備えるべきスキルを以下のとおりと考えております。

スキル項目	スキルの定義	「取締役会が備えるべきスキル」としての選定理由
① 企業経営	当社代表取締役の経験、あるいは他の上場会社（子会社を含む）またはそれに準ずる会社における業務執行取締役・執行役員の経験	当社の持続的成長と企業価値向上のため、経営トップとして明確な方向性を示しリーダーシップを発揮した経験が必要です。 また、他の上場会社等における経営陣としての経験につきましても、経営環境の激しい変化のなかでの柔軟な経営判断等への貢献が期待できます。
② 営業・マーケティング	当社または他社における営業の経験・知見、あるいはマーケティング戦略の企画に携わった経験・知見	顧客満足を生み出すとともに、マーケットから競争戦略につながる有益な情報を得るという営業機能に関するスキルは、取締役会にとって極めて重要です。 また、マーケティング戦略の立案と遂行にかかるスキルも持続的成長のために必要なものです。

スキル項目	スキルの定義	「取締役会が備えるべきスキル」としての選定理由
③ 研究開発 生産技術 製造	当社におけるコアコンピタンスである処方設計および分析技術（開発部門）、塗工・表面処理技術および加工技術（生産技術部門）、またはそれらの技術を基盤とするものづくり（製造）について、いずれかの経験・知見	当社の最大の強みは「開発志向型企业」としての独自の技術基盤です。 こうした独自技術に関する専門性は、新たなイノベーションの創出による持続的成長と企業価値向上を実現するために取締役会にとって必要不可欠なものです。
④ 安全 環境 品質	当社または他社における安全、環境、品質のいずれかに関連する業務経験・知見	製造業にとっては「安全第一」であり、安全は組織全体の責任であります。 また、E S GのE（環境）に関する問題への対応力は、企業としてのサステナビリティにとって極めて重要です。さらに、品質はお客さまからの信頼の維持・向上に不可欠なものであり、これらの機能に関する経験と知見が取締役に求められます。
⑤ 海外事業	当社または他社における海外駐在を含む海外事業の経験・知見	当社グループは海外拠点を有し、グローバルなビジネス展開を行っております。こうした海外事業に関する経験・知見は当社グループの持続的成長に不可欠です。 また、いわゆるカントリーリスクへの適切な対応のためにも、取締役会に必要なスキルであります。
⑥ 財務 会計	当社または他社における財務、会計に関する業務経験・知見	強固な財務基盤を構築することはもちろんのこと、持続的な企業価値向上に向けた成長投資および株主還元を含めた資本政策を推進するためには、財務・会計面での経験・知見が取締役会として不可欠であります。
⑦ 人事 労務	当社または他社における人的資源の適正配置、人財育成、働き方改革を含めた労務管理に関する経験・知見	当社の持続的成長を実現するためには、従業員との強固なエンゲージメントの構築が大前提です。そのためには、人的資本への投資と人財育成に向けた不断の取り組みが必要です。 また、E S GのS（社会）の問題でもあるダイバーシティの推進や働き方改革等の観点からも、人事・労務に関する経験・知見が取締役に求められます。
⑧ 法務 リスク管理	当社または他社における法務あるいはリスク管理のいずれかに関連する経験・知見	法務（コンプライアンスを含む）およびリスク管理にかかる体制の強化は、持続的な企業価値向上実現の基盤であり、これがぐらつくと経営陣の果敢な意思決定は望めません。こうした観点から、法務・リスク管理の経験・知見は取締役会に必要な不可欠なものです。
⑨ 異業種経験	異業種における管理職以上の経験	取締役会における多様性の一環として、異業種でのマネジメント経験が当社に多様な「知恵のひきだし」をもたらし、柔軟でレジリエンスの高い「強い企業」となることに大きな貢献を果たすものと確信しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりすべてご選任いただいた場合の各取締役が保有するスキルは以下の表のようになります。

氏 名		独立 役員	スキル項目								
			① 企業経営	② 営業・マー ケティング	③ 研究開発 生産技術 製造	④ 安全 環境 品質	⑤ 海外事業	⑥ 財務 会計	⑦ 人事 労務	⑧ 法務 リスク管理	⑨ 異業種 経験
業 務 執 行 取 締 役	赤城貫太郎		●	●	●	●	●		●	●	
	光本 明		●	●		●	●		●		●
	上田 正隆							●	●	●	●
	志波 博幸		●	●			●				●
	赤城耕太郎			●	●	●					
監 査 等 委 員	花田 広					●	●	●	●	●	
	植村 哲	●	●	●					●	●	●
	齊藤 昌宏	●	●	●				●	●	●	●

（注） 上記のスキル・マトリックスは、各人の保有するスキルのうち強みがある項目を記載しており、各人の保有するすべての経験や知見を示すものではありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	あか しろ かん た ろう 赤 城 貫 太 郎 (1945年1月31日生)	1965年 4 月 当社入社 1988年 3 月 当社取締役製造本部副本部長 1990年10月 当社取締役購買部長 1992年 2 月 当社取締役営業本部副本部長兼 大阪営業部長 1993年 3 月 当社取締役技術本部長 1995年 3 月 当社常務取締役技術本部長 1996年 6 月 当社常務取締役製造本部長 2001年 3 月 当社代表取締役常務品質保証部 担当兼購買部担当兼海外加工促進担当 2002年 3 月 当社代表取締役社長 2021年 3 月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) 富士加工株式会社 取締役会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役会長	49,900株
選任理由 赤城貫太郎氏は、長年当社の取締役として、製造、購買、営業、技術、海外事業等の各部門の責任者を歴任するなど豊富な業務経験と見識を有し、業務全般を熟知しております。また、2002年3月に当社代表取締役社長に就任、さらに2021年3月より代表取締役会長を務め、長年当社グループの経営統括者として強いリーダーシップによりグループ全体を牽引してきた実績を積み重ねていることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	みつもとあきら 光 本 明 (1959年2月1日生)	1982年 4 月 デュポン・ファースト日本支社（現デュポン株式会社）入社 1998年 4 月 デュポンアジアパシフィックポリエステル樹脂製品企画部長 2005年 4 月 デュポン株式会社エンジニアリングポリマー事業部営業統括部長 2010年 5 月 デュポン中国上海駐在アジア域内日系企業担当営業統括部長 2013年 9 月 デュポン株式会社パフォーマンス・マテリアル事業部副事業部長 2014年 3 月 デュポン株式会社執行役員パフォーマンス・マテリアル事業部事業部長 東レ・デュポン株式会社取締役（兼任） 2015年 4 月 デュポン株式会社常務執行役員パフォーマンス・マテリアル事業部事業部長 2019年 8 月 当社入社、専務執行役員 2020年 3 月 当社代表取締役専務 2021年 3 月 当社代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 富士加工株式会社 取締役副会長 フジ コピアン（HK）リミテッド 取締役副会長	1,200株
選任理由 光本明氏は、当社入社以前に、外資の大手化学メーカーにて海外事業を含む豊富な経験と見識を積み重ねたことに加え、経営陣としてその中枢を担ってきた経験も有しております。また、当社において2020年3月に代表取締役専務就任、2021年3月より代表取締役社長を務め、当社グループの経営統括者として強いリーダーシップによりグループ全体を牽引してきた実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	うえ だ まさ たか 上 田 正 隆 (1962年7月25日生)	1986年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1996年 3 月 同行人事部付慶應ビジネススクール派遣 2001年 7 月 同行業務企画室企画調査役兼人事部付企画調査役 2002年 4 月 株式会社みずほ銀行業務企画部参事役 2007年 2 月 同行事務統括部事務リスク管理室長 2011年 6 月 同行業務監査部副部長 2014年 5 月 当社出向、顧問 2014年 7 月 当社出向、管理部長 2015年 3 月 当社入社、執行役員管理部長 2016年 3 月 当社取締役上席執行役員管理部長 2016年12月 当社取締役上席執行役員管理部長兼 S I プロジェクト室担当 2018年 3 月 当社常務取締役常務執行役員管理部長兼 S I プロジェクト室担当 2022年 3 月 当社専務取締役専務執行役員管理部長兼 S I プロジェクト室担当 2022年 8 月 当社専務取締役専務執行役員管理部担当兼 S I プロジェクト室担当 現在に至る	2,200株
選任理由 上田正隆氏は、当社入社以前に、大手金融機関の企画部門やリスク管理部門を中心に豊富な経験と見識を積み重ねております。また、当社入社後、管理部長および管理部門担当取締役を務め、当社グループにおける内部管理体制の向上に加え、人的資本への投資にかかる取り組みおよびコーポレートガバナンスの体制強化等に貢献した実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	し わ ひろ ゆき 志 波 博 幸 (1961年11月1日生)	1984年 4 月 三菱樹脂株式会社（現三菱ケミカル株式会 社）入社 2001年 4 月 MC PETFILM INDONESIA（インドネ シア現地法人）取締役営業部長 2006年 3 月 三菱化学ポリエステルフィルム 株式会社工業材料事業部事業部長 2008年 4 月 三菱樹脂株式会社ポリエステルフィルム工 業材料事業部事業部長 2011年 4 月 三菱樹脂ポリエステルフィルム（中国蘇 州）総経理 2014年 7 月 三菱樹脂株式会社中部支社理事支社長 2017年 4 月 三菱ケミカル株式会社経営企画部理事グル ープマネージャー 2018年 1 月 当社入社、当社上席執行役員市場開発部担 当兼海外営業部担当 2018年 3 月 当社取締役上席執行役員市場開発部担当兼 営業第二部長 2018年 8 月 当社取締役上席執行役員営業統括部長兼東 京支店長 2023年 3 月 当社取締役上席執行役員営業統括部長 兼営業第一部長兼東京支店長 現在に至る	900株
選任理由 志波博幸氏は、当社入社以前に、大手化学メーカーにて海外子会社の経営トップを務めるなど重要な 役職に就き、豊富な経験と見識を積み重ねております。また、当社入社後、営業担当取締役として、 営業部門を中心に当社中期経営計画の最重点課題「新製品・新規事業開発」の取り組みを牽引するな ど、当社グループ全体の営業戦略の立案・推進等実績を有していることから、当社取締役候補者と して適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
5	あか しろ こう た ろう 赤 城 耕 太 郎 (1965年9月3日生)	1991年 4 月 当社入社 2003年 3 月 当社取締役社長室長 2004年 3 月 当社取締役常務執行役員生産統括部担当 2006年 3 月 当社取締役常務執行役員経営企画部担当 2010年 2 月 当社常務取締役常務執行役員営業部統括担当 2011年 7 月 当社常務取締役常務執行役員企画室担当 2012年12月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室担当 2014年 3 月 当社取締役上席執行役員経営企画室担当 2014年 7 月 当社取締役上席執行役員経営企画室担当兼経営企画室長 2015年 8 月 当社取締役上席執行役員経営企画室長 2018年 6 月 当社取締役上席執行役員経営企画室長兼環境・品質統制室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 鈴花株式会社 代表取締役	53,100株
	選任理由 赤城耕太郎氏は、当社取締役就任以来、生産、営業等の各部門の責任者を歴任するなど豊富な業務経験と見識を積み重ねております。また、長年にわたり経営企画部門担当取締役を務め、当社グループ全体の経営の中核機能を果たし中期経営計画の立案・推進等実績を有しております。加えて、環境・品質統制部門の担当取締役を兼任し、当社グループにおけるカーボンニュートラルに向けた取り組みを牽引するなどの実績を有していることから、当社取締役候補者として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約にもとづき被保険者となります。また、任期中（2023年3月31日）に当該保険契約を更新する予定です。なお、当該保険契約の内容の概要につきましては事業報告18頁をご参照ください。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
あい ない しん いち 相 内 真 一 (1955年1月22日生)	1979年 4 月 大阪弁護士会登録 1989年 4 月 礪川・相内法律事務所を共同開設 1996年 4 月 グローバル法律事務所副代表（現任） 2011年 6 月 日本基礎技術株式会社社外監査役 現在に至る	0株
選任理由および社外取締役として期待される役割の概要 相内真一氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有し、客観的な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相内真一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
なお、同氏は、当社が定めた社外取締役の独立性に関する基準（次頁に掲載）を満たしております。
3. 相内真一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
4. 当社は、会社法第427条第1項および定款第33条にもとづき、法令に定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これにより相内真一氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、当社および子会社の会社法上の取締役・監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、相内真一氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約にもとづき被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要につきましては事業報告18頁をご参照ください。

【ご参考】

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、次のいずれかに該当する場合、独立性を有しないものと判断します。

1. 当社グループ

- ① 現在または過去10年間に於ける、当社および当社の子会社の業務執行者

2. 主要な取引先

- ② 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ③ 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者

3. 大口債権者等

- ④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等またはその業務執行者

4. 主要な株主

- ⑤ 当社の主要株主（議決権比率10%以上の株主）またはその業務執行者

5. 専門家

- ⑥ 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社から一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

6. 寄付先

- ⑧ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者
- ⑨ 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者

7. 近親者

- ⑩ 当社または当社の子会社の取締役、執行役、執行役員もしくは支配人その他の重要な使用人である者の配偶者または二親等以内の親族
- ⑪ 上記②～⑨に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

8. 過去要件

- ⑫ 上記②～⑪に過去3年間に於いて該当していた者

(注)

1. ②において、「当社を主要な取引先とする者」とは、「直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者（主に仕入先）」をいう。
2. ③において、「当社の主要な取引先である者」とは、「直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行っている者（主に販売先）」をいう。
3. ⑥、⑧および⑨において、「一定額」とは、「年間1千万円」であることをいう。
4. ⑦において、「一定額」とは、「直近事業年度における法人、組合等の団体の総売上高の2%以上」であることをいう。

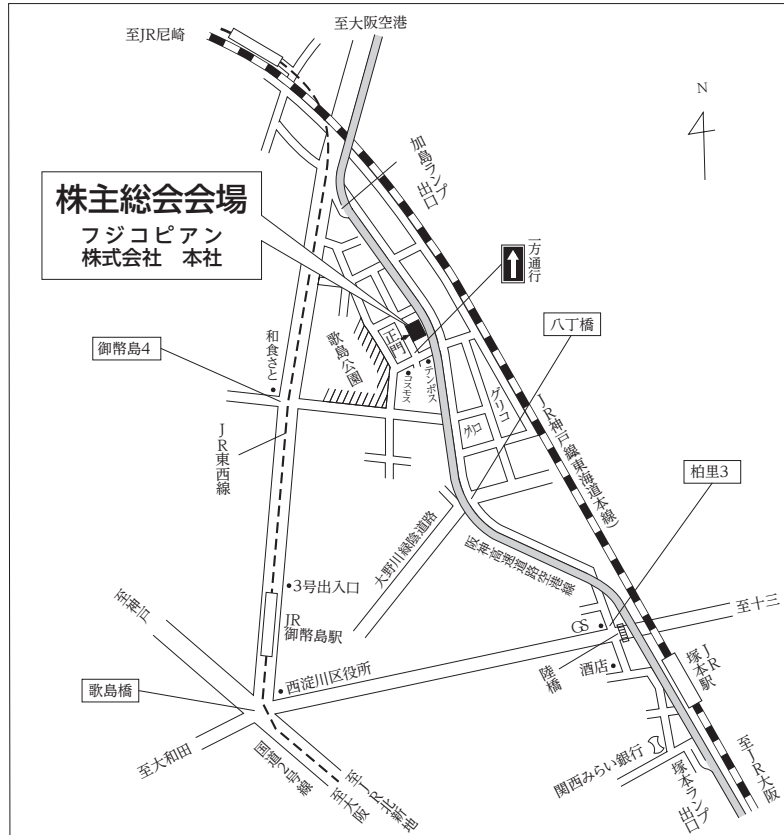
以上

株主総会会場ご案内図

(フジコピアン株式会社 本社 4階ホール)

所在地：大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

電話06(6471)7071



- JR神戸線（東海道本線）塚本駅より約1.5km（改札口出て右側）
- JR東西線御幣島駅より約1.1km（3号出入口）
- 駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。

株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめ
させていただいております。